

池田市立ほそごう学園いじめ防止基本方針

池田市立ほそごう学園

2025年4月

1. 基本理念

いじめは、そのこどもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、こどもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって対応していくこと大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童・生徒の意識と行動を育成することにつながる。

そのためには、従来、人権教育を教育活動全ての根幹に据えて取り組んできた本校において、今後もより一層、生命や人権尊重を基盤として、一人ひとりに豊かな感性と確かな学力、主体的に学ぶ意欲や態度を育み「差別や偏見を許さず、立ち向かえる力」「学びに向かう力」「しなやかで折れてもまた立ち上がれる力」を身につけさせることができる学園づくりに努めなければならない。

教職員一人ひとりが高い人権意識を有し、相互信頼のもと、こどもの課題を見つめ、こどもの理解に努め、協力して、児童・生徒の人格のすこやかな発達を支援するという観点に立ち、指導を徹底することが重要である。

本校では、「生きる力と豊かな人権感覚の育成を仲間とともに」を教育目標とし、地域の特性を活かし、9年間の一貫した教育の中で、こどもたちに生きる力と豊かな人権感覚を育てることを目指している。本校の教育活動の中で、仲間と協働し、自らの進路を切り拓く力を身につけ、進んで行動できるこどもを育てるために、こどもたち一人ひとりの願いと地域の特性を活かした教育実践を進めてきている。

これまでも、本校の特色として人権教育を基盤としたうえで、様々な生活指導上の諸課題の解消に向けて、重点的に取り組んできているが、あらためて「いじめは重大な人権侵害事象である」との認識のもとに、ここに『ほそごう学園いじめ防止基本方針』を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

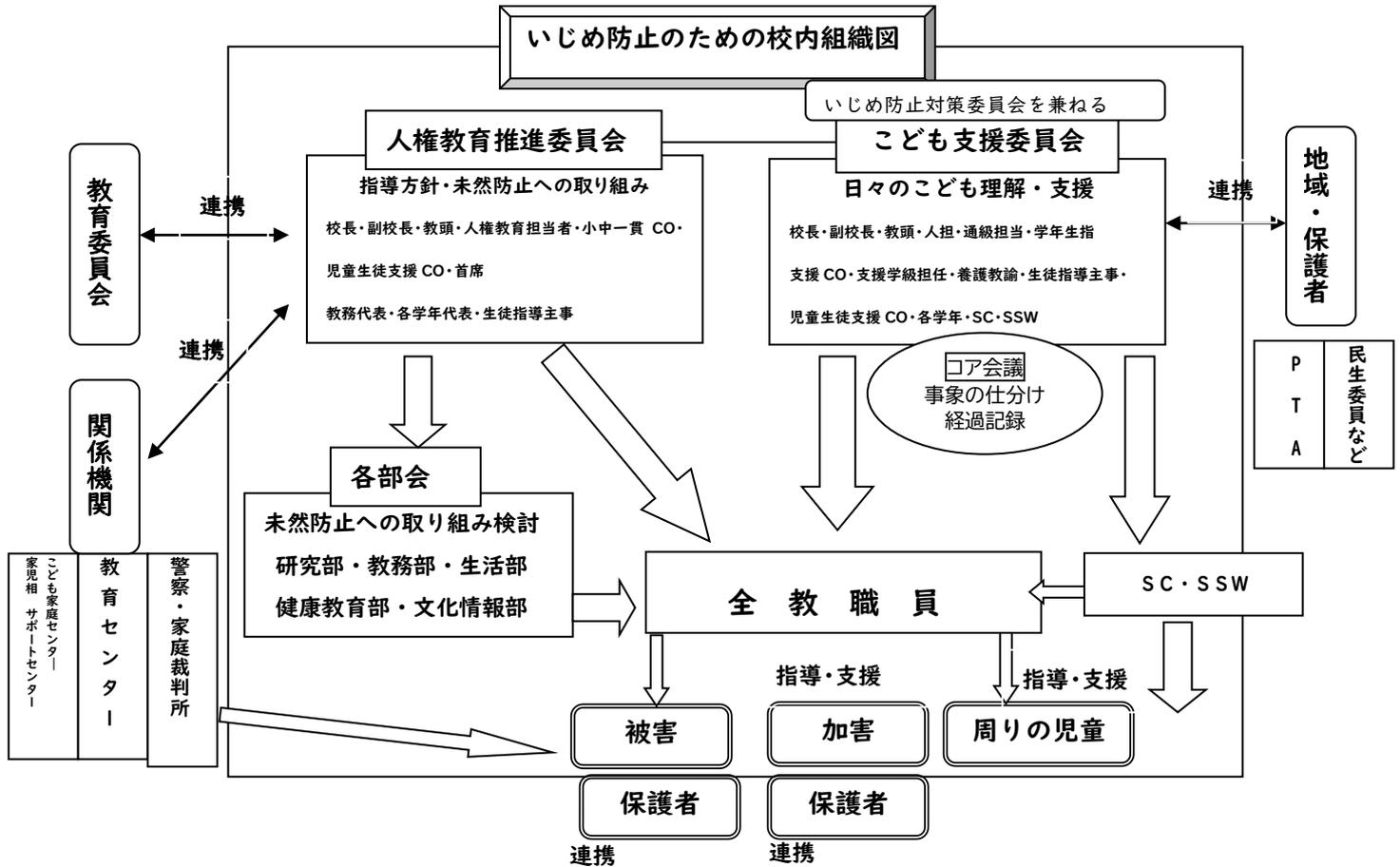
「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

なお、起こった場所は学園の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことはなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

3. 校内組織



(1) 「人権教育推進委員会」

① 構成員

校長、副校長、教頭、人権教育担当者、各学年代表、教務代表前期後期、児童生徒支援 Co 生徒指導主事、支援学級代表（前期後期 I）、小中一貫 Co、首席

② 役割

- ・ 人権教育を学園の大切な柱とする本校において、いじめや差別などの人権侵害の教育課題の解消に向けて、学園の方向性を立案・協議する。
- ・ 学園の教職員が一体となり、人権侵害を許さない・集団づくりを大切にされた学園づくりに努める。
- ・ 学年間の情報交換を行う中で、日々起こってくる課題への対応を協議する。
- ・ いじめなどの人権侵害の未然防止、早期発見のために、いじめ防止のための年間計画の企画と提案、進捗状況の把握、および、いじめ防止基本方針の策定と改定を行う。
- ・ いじめや差別などを受けた児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかになった教育課題の解決に最大の努力を払う。

(2)「こども支援委員会」(いじめ防止対策委員会・不登校対策委員会を兼ねる)

毎週水、木曜日の時数内に行う。金曜日にメンバーを絞ってコア会議

① 構成員

校長・副校長・教頭・生徒指導主事・人権教育担当・各学年・こども支援 CO・通級担当
支援学級担任・養護教諭・SC・SSW・その他必要に応じての参加者

② 役割

・木曜日の 3 時間目に 1st ステージのこどもについて、毎週水曜日の 3 時間目に 2nd・3rd のこどもについて、それぞれこども支援委員会で、各学年の児童・生徒のようすや問題行動、校内の様子などの把握し、情報共有を図る。多くの目で事象を検討し、方針と見立てを探る場となる。指導の統一を図るために、学年の指導方法も検討する。そして、情報の共有化を図るため、それぞれ翌日の職員朝礼で「こども支援報告」をプリントで報告している。(報告後、プリントはシュレッターで破棄) また、事象によっては、関係諸機関への連絡を迅速に行い連携している。

・児童・生徒にとって、多くの相談窓口を作り、全職員での見守りを強化することを目的とする。

・事象が起きた時は、迅速に組織的に対応する。

いじめを受けた児童・生徒の人権の擁護を最優先とし、事実関係を的確に把握・分析するために、事情聴取を丁寧に行う。いじめを受けた児童・生徒の速やかな安全と安心を保障した上で児童・生徒たちの日々の関係や生活背景、要因を踏まえながら問題解決に取り組む。

・コア会議では、継続的に見守りの必要な事象の経過観察、校内全体に関わる支援体制について、ケース会議を設定するなど組織的な対応を検討する。

・アンケートの集計と考察

・いじめアンケートの実施

・こころとからだのアンケートの実施

・学校教育診断の実施

・地域懇談会の実施～生活指導協力委員会

③ 任務

・いじめなどの人権侵害の未然防止・早期発見のための取り組み

・いじめ防止基本方針の策定及び改訂

・いじめ防止年間計画の企画提案・進捗状況の把握

・いじめなどの人権侵害事象の解決に向けての対応

4. いじめ防止・早期発見の取り組み

(1)基本的な考え方

いじめは、どのこどもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全児童・生徒を対象にしたいじめ防止の観点が必要になる。いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤とし、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間およびクラブ活動も含め、すべての教育活動において、それぞれの特性を活かし、それぞれの特質に応じ、総合的に推進し、人権尊重が徹底するよう年間計画を策定する。

すべての教育活動においてのカリキュラム作成にあたっては、人権教育と関連させて、生活部や研究部、健康教育部、文化情報部、教務部でそれぞれの分野にかかわって企画立案を行い、以下の 3 点をこどもたちに醸成していくことを意識し、取り組みを計画的に行っていく。

・人権に関わる基本的な知識を身につけ、課題解決の能力と態度を育てる。(知識的側面)

・自他を尊重し、正義や自由を重んじる人権感覚を育てる。(価値的・態度的側面)

・コミュニケーション能力を高め、受容的態度を身につける。(技能的側面)

※ いじめは、人間関係が構築されていく過程の中では、「起こりうるものである」と捉え、積極的に、かつ正確に認知していく。いじめの件数が多いことは、積極的に取り組んでいる・教職員の目が行き届いている証拠であるとの認識が大切である。

(2)年間計画

学期	月	低学年 1年・2年	中学年 3年・4年	高学年 5年・6年	学園全体 及び教職員に関すること
年間		○児童集会 ○音楽集会	○児童集会 ○音楽集会	○児童集会 ○音楽集会	
一学期	4月	○学級開き ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○家庭訪問 (家庭での様子の把握)	○学級開き ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○家庭訪問 (家庭での様子の把握)	○学級開き ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○家庭訪問 (家庭での様子の把握)	○人権教育推進委員会 ○こども支援委員会 (年間計画の確認) ○「学園いじめ防止基本方針」のHP更新
	5月	○情報機器所持率調査	○情報機器所持率調査	○自然学舎(5年・7年) ○情報機器所持率調査	○人権教育推進委員会・支援委員会 ○集団づくりの会
	6月	○平和集会 ○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○平和集会 ○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○修学旅行(6年) ○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○人権教育推進委員会・こども支援委員会 ○こころとからだのアンケート集約 ○いじめアンケート集約
	7月	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	○人権教育推進委員会・こども支援委員会
夏休み	○平和登校日 夏休み中の児童の生活実態の把握				○集団づくりの会
二学期	9月		○情報モラル	○情報モラル	○人権教育推進委員会 ○こども支援委員会
	10月	○体育大会 ○人権作文 ○人権ポスター(2年)	○体育大会 ○人権作文 ○人権ポスター(3年)	○体育大会 ○人権標語(5年) ○人権作文	○人権教育推進委員会 ○こども支援委員会
	11月	○文化発表会 ○こころとからだのアンケート・全員面談 ○いじめアンケート	○文化発表会 ○こころとからだのアンケート・全員面談 ○いじめアンケート	○文化発表会 ○連合音楽会(5年) ○こころとからだのアンケート・全員面談 ○いじめアンケート	○人権教育推進委員会 ○いじめアンケート集約 ○こころとからだのアンケート集約
	12月	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	○人権教育推進委員会
冬休み	冬休み中の児童の生活実態の把握				
三学期	1月		○命の学習(4年)		○人権教育推進委員会
	2月	○学校教育診断 ○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○学校教育診断 ○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○学校教育診断 ○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○人権教育推進委員会 ○学校教育診断集約 ○いじめアンケート集約 ○こころとからだのアンケート集約
	3月				○人権教育推進委員会 ○集団づくりの会
春休み	春休み中の児童の生活実態の把握				

学期	月	7年	8年	9年	学園全体 及び教職員に関すること
一学期	4月	○学級開き ○保護者への相談窓口周知 ○生徒への相談窓口周知 ○家庭訪問 (家庭での様子の把握) ○学級開き	○学級開き ○保護者への相談窓口周知 ○生徒への相談窓口周知 ○家庭訪問 (家庭での様子の把握) ○学級開き	○学級開き ○保護者への相談窓口周知 ○生徒への相談窓口周知 ○家庭訪問 (家庭での様子の把握) ○平和・人権学習	○人権教育推進委員会 (年間計画の確認) ○「学園いじめ防止基本方針」のHP更新 ○全教職員と地域ボランティアによる 日々のクラブ指導
	5月	○人権総合学習 ○自然学舎	○人権総合学習	○人権総合学習～進路 ○平和学習 ○修学旅行	○集団づくりの会
	6月	○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○いじめアンケートの集約と対応 ○こころとからだのアンケート集約
	7月	○犯罪防止教室 ○個人懇談 (家庭での様子の把握) ○人権作文	○犯罪防止教室 ○個人懇談 (家庭での様子の把握) ○人権作文	○犯罪防止教室 ○個人懇談 (家庭での様子の把握) ○人権作文	
夏休み	夏休み中の生徒の生活実態の把握			○平和登校日	○夏季休業中の校区内巡視 ・地域の夏祭り ○集団づくりの会
二学期	9月	○体育大会 ・クラスの協力と団結 ○情報モラル学習	○体育大会 ・クラスの協力と団結 ○情報モラル学習	○体育大会 ・クラスの協力と団結 ○情報モラル学習	
	10月	○いじめアンケート ○人権総合学習・地域	○いじめアンケート ○職場体験学習 大人としての自覚	○いじめアンケート ○進路学習 進路決定に向けて	○いじめアンケート集約と対応
	11月	○人権フィールドワーク ○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○人権総合学習・職場体験 ○いじめアンケート こころとからだのアンケート・全員面談	○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○いじめアンケート集約 ○こころとからだのアンケート集約
	12月	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	
冬休み	冬休み中の生徒の生活実態の把握				○冬季休業中の校区内巡視
三学期	1月	○人権総合学習 ～3月	○人権総合学習 ～3月	○人権総合学習 ～3月 ・命の学習	
	2月	○学校教育診断 ○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○学校教育診断 ○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○学校教育診断 ○いじめアンケート ○こころとからだのアンケート・全員面談	○学校教育診断の集約と対応 ○いじめアンケート集約と対応 ○こころとからだのアンケート集約
	3月	○進路学習 ・卒業式に向けて 送辞作成	○進路学習 ・卒業式に向けて 送辞作成	○進路学習 ・卒業式に向けて 答辞作成	○春季休業中の校区内巡視 ○集団づくりの会
春休み	春休み中の生徒の生活実態の把握				

5. いじめ発生時の対応

(1) 基本的な考え方

いじめを発見した場合や、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学年を中心とした複数の教職員で速やかに組織的に対応する。「いじめがあるのではないか」という相談があった場合には、真摯に聴き、早い段階からの確なかわりを持つようにする。教職員には、何気ない言動の中に子どもたちの心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が必要である。

いじめにあった児童・生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだこどもの原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象では、いじめた児童や生徒自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような、心に届く継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の心からの反省と謝罪の姿勢やその後の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童・生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

(2) 基本的な対応の仕方

- ① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、早急に対応を行う。また、児童・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するよう配慮する。

いじめの認知に関しては積極的に行い、学校として対応する。

(認知はこども支援委員会・兼いじめ防止対策委員会で行う)

- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年や管理職・生徒指導主事・人権教育担当者に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会・こども支援委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童・生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、対応・指導等を検討する。

特に、いじめ事象に関わる、こどもの話の聞き取り内容、指導内容、保護者との連絡については、日付、対応者、内容について、メモを残すことを心がける。

- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、校内体制として対応していく。
- ④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。電話などでの説明は、意志の齟齬が生まれやすく、不要なトラブルにつながりかねない。
- ⑤ SNS、ネットを介したいじめ事象が急増していることを認識し、ネットトラブルでは、学校内でなく、幅広い関係性の中でいじめが起こりうることを理解する。

【いじめられた児童・生徒又はその保護者への支援】

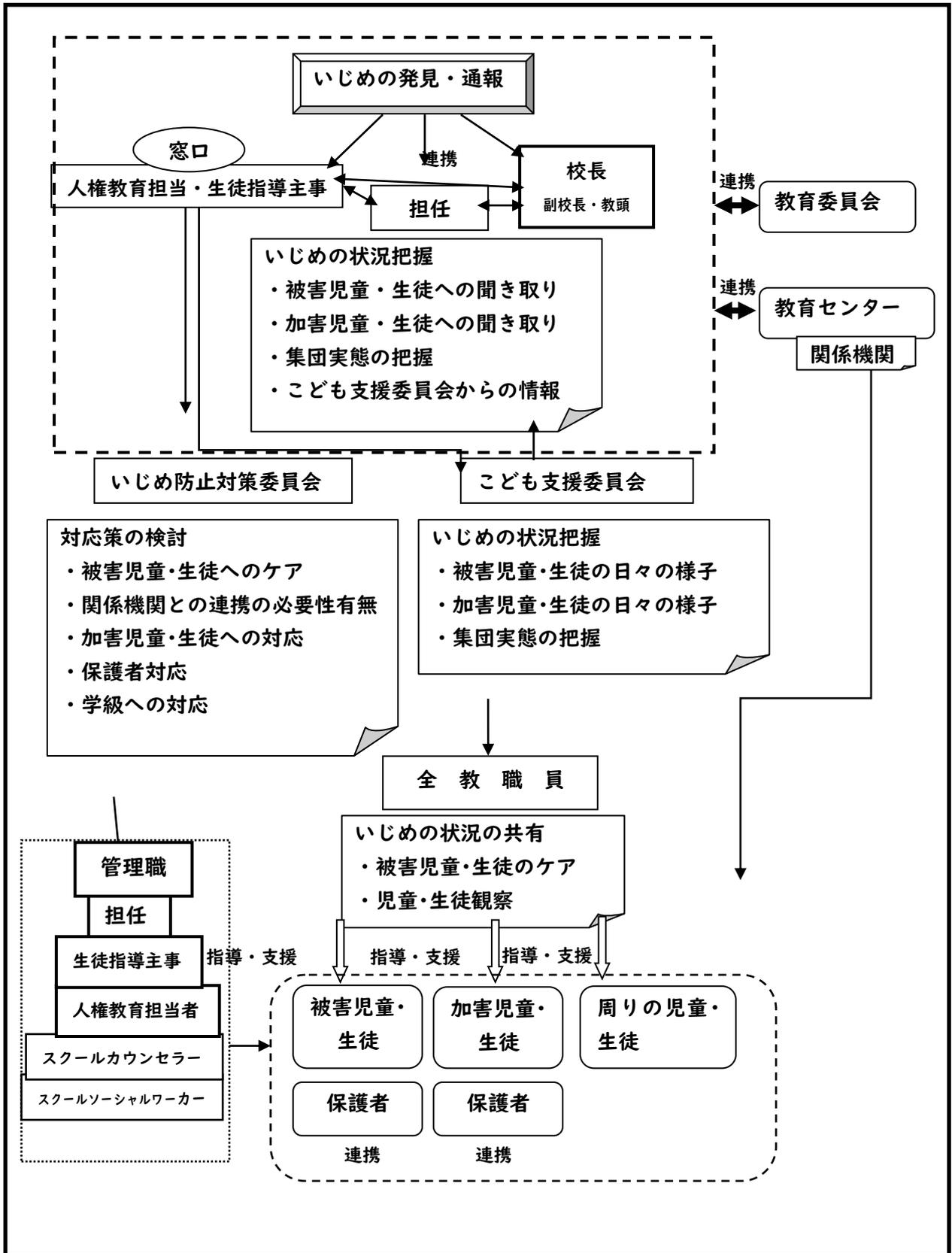
いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童・生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童・生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーをはじめとする専門家の協力を得て対応を行う。

【いじめた児童・生徒への指導又はその保護者への助言】

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童・生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童・生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ② 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童・生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的にかかわっていく。場合によっては、サポートセンターや警察などとも連携しながら、家庭や子どもへの支援も行っていく。
- ③ いじめた児童・生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童・生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童・生徒の安心・安全、健全な人格の発達にも配慮する。その指導にあたり、学園は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーをはじめとする専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした児童・生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童・生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童・生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童・生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を一層強めるものであることを理解させるように指導していく。
「観衆」や「傍観者」の児童・生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童・生徒に徹底して伝える必要がある。
- ② いじめが認知された際、被害・加害の児童・生徒たちだけの問題とせず、学級、学年、および学園の課題として解決を図る。全ての子どもが、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童・生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童・生徒が他者と関わる中で、自らのよさを受け止め、発揮しながら学園生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学園における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童・生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童・生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、集団づくりに力を入れる。
宿泊行事、体育大会や文化発表会、校外学習等は児童・生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童・生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。



【ネット上のいじめへの対応】

ネット上の不適切な書き込みや、SNS やソーシャルゲーム等でのいじめとなる発言や書き込み、仲間外れなどがあった場合、問題の箇所を確認することを基本とする。可能な場合は、掲示板等のURL・画像、SNS やゲームなどの当該箇所をスクリーンショット・プリントアウトやデータ化する等で控える。

人権教育推進委員会・子ども支援委員会において対応を協議し、関係児童・生徒からの聞き取り等の調査、児童・生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

○パソコン・スマートフォンなど、ネット上のいじめについて

①「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも児童・生徒や保護者、地域の方、卒業生の他、一般市民からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

- ・情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。
- ・情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

- ・書き込み内容について、スクリーンショット・プリントアウトする等して、内容を保存する。
- ・書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、関係機関に早急に連絡する。
- ・犯罪にかかわるケース…警察（被害の児童・生徒・その保護者から被害届）
- ・生活指導事案、人権侵害事象…教育委員会

③掲示板等の書き込みの対応について

- ・削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい。
- ・基本的には、家庭が学園の協力を得ながら依頼及び請求を行う。
（学園が代理で行うことはできるが、その場合には管理者への対応の情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることができない。）
- ・掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。
- ・該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページ欄に、件名、内容等の事項を書き込み送信する。（個人の所属・氏名等を記載する必要なし。）

④掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼。

- ・管理者への連絡先が不明や、削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。
- ・管理者やプロバイダへ依頼しても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。それでも削除されなかった場合、警察や法務局・地方法務局に相談する等して、対応方法を検討する。

(3)重大事態への対応

【重大事態の意味】

- ①重大事態とは、いじめにより児童・生徒等が生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたと認めるとき
- ②いじめにより児童・生徒が相当の期間、学園を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたと認められている。なお、相当期間の欠席とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- など

【重大事態の対応】

いじめの事案が重大事態であると判断した場合には、速やかに管理職より教育委員会に報告する。上記の基本的ないじめの対応と同様に組織的な対応をしていく。また、いじめを生んだ背景や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったのかを調査し、より網羅的に明確にするよう努める。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童・生徒を徹底して守り通すという観点から、関係機関や所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめられた児童・生徒からの聞き取りが可能な場合には、事情や心情を聴く中で、児童・生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学園生活復帰の支援や学習支援をしていく。その場合、保護者の了解を得た上で、関係機関と連携し指導・援助を行う。